

▶ India Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。

当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。



INDIA BYTES (2017年9/10月号)

| Page 1/2 |

2017年11月 No.IDA_002

今回の特集

インド向け事業を行う日本企業に影響を与える最近の重要な法実務のアップデートを以下にご紹介します。

重要な変更

1. 2016年倒産・破産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 (IBC)) (倒産破産法)

2016年12月1日より倒産破産法が段階的に施行されました。過去数か月、裁判所においても、同法に関する判断がなされていますが、特筆すべき判断は以下のとおりです。

(i) 倒産破産法は、会社法その他の法令において定められる他の救済手段に優先し、あるいはこれらの法令に定める手続に付加されます。これは、他の法令によって、債務者企業の経営管理の引継ぎが妨げられないようにするためです。(最高裁判所 2017年民事上訴第 8337-8338 : Innoventive Industries Limited 対 ICICI Bank 訴訟)。

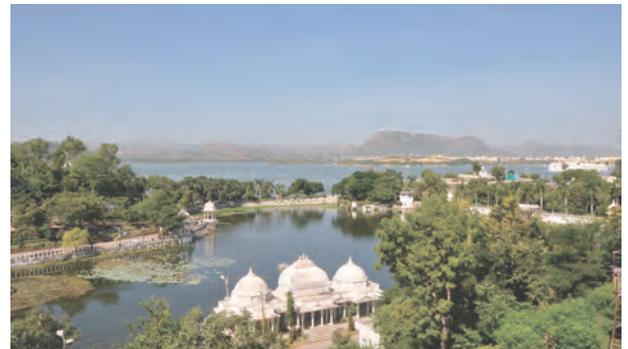
(ii) 企業倒産解決手続の申請は、各債権者の権利であって、企業債務者は、債権者らが倒産破産法に基づき共同でこれを行わなければならないと主張することはできません。なお、企業倒産解決手続の開始以後は、債権者らの決定は共同で行われます。

(iii) 倒産破産法に基づく手続の日程は、全当事者に対し拘束力を有します。ただし、日程は指標であり、会社法審判所 (the National Company Law Tribunal (NCLT)) に対しては強制力を持ちません。もっとも、会社法審判所が、日程を守ることができない場合には理由を説明する必要があります。

(iv) Nikhil Mehta 対 AMR infrastructures Limited 訴訟において、会社法審判所は、住宅購入者契約に定める利益保証規定により、住宅購入者が倒産破産法における金融債権者となるとの見解を示しました。今後、上級審においてこの決定が支持された場合には、投資取引におけるプット/コール・オプション契約においては、オプション受益者が金融債権者とされる可能性があります。

コメント

会社法審判所及び最高裁判所は、倒産破産法に基づく債権者保護を強化する有効な判決を下しました。倒産破産法は新法であるため、債務者は、自身に都合の良いようにこれを解釈しようとするでしょう。しかし、同法の厳格な枠組みを考えると、債務者が新法以前と同じように時間を稼ぐ戦術の余地はほとんどないと言えます。



2. 外国投資家の子会社による投資の制限

インド政府は、2017年会社（レイヤー数制限）規則（**レイヤー規則**）を告知しました。本規則により、2017年9月20日以降、企業は二階層以上の子会社を設立することができなくなりました（いわゆる孫会社までは可能）。かかる規制は、会社発起人によるマネーロンダリング行為の防止を目的とするものです。従来は、二階層以上の投資会社（主要事業を株式又は有価証券の取得とする会社）がこのような制限を受けていましたが、今回の措置により、2017年9月20日以降はすべての企業にレイヤー規則が適用されることとなりました。但し、二層構造以上である既存の会社及び銀行、システム上重要なノンバンク金融機関、保険会社、政府企業については例外が設けられています。なお、完全子会社は、レイヤー規則からは除外されます。

コメント

日本企業は、インドで投資を行い又は既存のインド企業との吸収・合併を行う際は、本規則に留意する必要があります。また、本規則により、ホスピタリティ企業等の企業又は複数の事業活動について持株会社がある場合に必要とされる、ダウストリーム投資（非居住者によって支配された法人による投資）による子会社の設立に関して、柔軟性が低下することが懸念されます。

2017年11月 No.IDA_002

3. コーポレートガバナンス

ウダイ・コタック委員会（ウダイ氏を委員長とし、インド証券取引委員会（SEBI）により指名された上場企業のコーポレートガバナンス改善のための提言を行う機関）は、2017年10月5日、上場規制に関しコーポレートガバナンスの変更を推奨しました。主要な提案は以下の通りです。

- (i) 取締役会長（Chairman）とマネージング・ディレクター（Managing Director）の役割の分離
- (ii) 独立取締役（Independent Director）の報酬の増額
- (iii) 独立取締役及び筆頭独立取締役任命の適格要件の強化
- (iv) 重要な子会社に対するガバナンス要件の強化
- (v) 情報開示の拡大

インド証券取引委員会（SEBI）は、この報告書を検討し、望ましいと判断する変更を実施することになります。

コメント

上場企業に投資を行っている日本企業は、上場企業に関してコンプライアンスが強化される（特に独立取締役に関連する提案）可能性があることに留意が必要です。

4. プロモーター（支配株主）としての金融投資家

昨今、金融投資家が上場会社の支配権を握り、上場会社のプロモーター（支配株主）として分類されるケースが増えています。特筆すべき例としては以下が挙げられます。

2015年
シンガポール政府投資公社（GIC） → Nirlon 社

2013年
Barings PE 社 → Hexaware 社

2012年
Warburg Pincus 社 → Capital First 社（旧 Future Capital）

コメント

これらの事例は、投資利益の増加の対価として、企業を運営し、インドの法遵守のかじ取りを行う能力に対する金融投資家の意欲と自信の表れと言えます。



Author(s) / Contacts



弁護士 丹生谷美穂

パートナー/東京弁護士会
> [View Profile](#)

E-mail:
miho.niunoya@aplaw.jp

[執筆]



外国法事務弁護士（インド法） アシッシュ・ジェジュルカール

パートナー
> [View Profile](#)

E-mail:
ashish.jejurkar@aplaw.jp

[執筆]

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
インドプラクティスチーム

E-mail:
ipg_india@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。